

# 「山形県感染症に関する公表要領」の概要について

## 策定趣旨

「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（通称：見える化委員会）」の「事故・事件が発生した場合の公表」に関する検証・検討結果の報告を踏まえ、これまで本県において感染症が発生した際に運用している「報道機関発表に関する規定」の検証、見直しを行い、より透明性及び具体性を持つ新たな要領として策定する。

## 現状と課題

### 《本県の感染症に係る公表の現状》

◆ 感染症に関しては、県民の健康被害を防止するため平成12年度に「報道機関発表に関する規定」を定め、運用している。

### 《感染症を取り巻く環境》

- ◆ 急速なグローバル化の進展に伴い、世界規模で感染症が拡大しやすい状況になっていることから、海外から多様な感染症が国内に持ち込まれるリスクが増加している。
- ◆ 近年、海外において、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）など脅威となる国内未発生の感染症が発生している。
- ◆ 国内では重症熱性血小板減少症候群（SFTS）やダニ媒介脳炎など県内未発生の感染症が発生し、また、麻しんや風しんが複数の都道府県において広域に発生するなど、常に注意が必要な状況になっている。

### 《課題》

- 県民への注意喚起及び感染拡大防止を目的とした公表の重要性が増大している。

## 見直しに係る主な視点

見える化委員会の報告を受けて策定された「事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン」を踏まえて検証・見直しを行う。

- ◆ 感染症に関する公表の基本的な考え方を整理する。
- ◆ 感染症類型ごとの公表の基準の見直しを行う。
- ◆ インフルエンザの集団発生の公表について、34都県では学校等の名称を公表していることを踏まえ、関係団体との調整のうえ、公表の基準を新たに定める。
- ◆ 施設等情報に係る公表内容を新たに定める。

## 「山形県感染症に関する公表要領」

### 1 総論

感染症法に基づき感染症の発生状況等の情報を県民に公表するに当たって必要な事項を定め、これによる感染拡大の防止や注意喚起により県民の健康被害を防止することを目的とする。なお、公表に当たっては、個人情報の保護等にも十分に留意する。

### 2 公表の基本的考え方

- (1) 感染症法に規定されている全ての疾病について、山形県感染症発生動向調査（以下、「発生動向調査」という。）の週報により報告数や発生状況を県のホームページに掲載し公表する。
- (2) 注意報や警報の基準が設定されている感染症が当該基準に達した場合は、県民への注意喚起を目的として報道機関への情報提供等により公表する。
- (3) 週報や注意報・警報の基準に達した場合による公表とは別に、感染症ごとの特徴を考慮したうえで、患者や施設等の情報を県民に広く周知することが必要な感染症が発生した場合は、速やかに報道機関への情報提供等により公表する。

### 3 公表の基準（感染症類型別）

類型	疾 病	公表する基準
一類	エボラ出血熱等	医師から届出のあった患者に関し公表
二類	中東呼吸器症候群（MERS）等	
	結核	集団発生の場合に公表
三類	コレラ、細菌性赤痢等	医師から届出のあった患者に関し公表
	腸管出血性大腸菌	集団発生の場合に公表
四類	つつが虫病	当該年度の県内の初発事例に関し公表
	レジオネラ症、デング熱等	集団発生やその他県民への注意喚起が必要な場合に公表
五類	風しん、麻しん	医師から届出のあった患者に関し公表
	梅毒、アメーバ赤痢等	集団発生や発生の増加が顕著等注意喚起が必要な場合に公表
	咽頭結膜熱、手足口病等	注意報・警報の基準に達した場合や発生の増加が顕著等注意喚起が必要な場合に公表
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	注意報・警報の基準に達した場合や臨時休業の報告があった場合に公表 ※ 臨時休業の報告があった場合は、初発事例のみプレスリリースを行う。なお、2例目以降は、県のホームページに掲載し、プレスリリースは行わない。公表内容は、学校等の名称、全校児童生徒等数、り患者数、臨時休業の措置状況とする。

### 4 公表内容

#### (1) 患者情報

感染症名、発症日、届出日、住所地、性別、年齢区分、患者の状況等を公表する。

#### (2) 施設等情報（インフルエンザによる臨時休業の場合を除く）

施設等の種別、所在地、感染原因等を公表する。なお、施設等の名称は原則公表しない。

ただし、感染症ごとの特徴等を考慮のうえ、次の要件のいずれも満たす場合は、施設等の名称を公表する。

- ① 患者が当該施設等（例：旅館・ホテルや公共交通機関、飲食店、娯楽施設）を使用、利用等していること。
  - ② 当該施設等を不特定の人が使用、利用等しており、患者との接触者（感染したおそれのある者）の特定が困難であること。
  - ③ 接触者等の安全確保及び今後の感染拡大の防止のために必要であること。
- なお、公表に当たっては、患者が特定されない及び風評被害が発生しないよう十分に考慮する。

### 5 その他

- (1) 公表することで、患者が特定されるなどプライバシーに重大な支障を生じるおそれがある場合は、この要領に該当する事例の全部あるいは一部の内容を公表しない。
- (2) この要領にかかわらず、国が感染症の公表に関して別に定める場合はそれに準じる。
- (3) 感染症が発生した施設等が自ら公表する場合の内容については、この要領の定めによらないことができる。